

**第 2 1 回庄内南部地区合併協議会
会 議 録**

期 日：平成 1 6 年 6 月 2 5 日（金）

場 所：藤 島 町 中 央 公 民 館

第 2 1 回庄内南部地区合併協議会 会議録

日 時 平成 1 6 年 6 月 2 5 日 (金) 午後 2 時 2 8 分 ~

場 所 藤島町中央公民館 大ホール

次 第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 事

(1) 報告事項

・意見、要望等はがきの実施結果について

(2) 新市の名称について

(3) 地域審議会の設置について

(4) 議案第 1 6 号 平成 1 5 年度庄内南部地区合併協議会歳入歳出決算について

(5) その他

4 閉 会

出席委員等

役職名	区 分	氏 名	役職名	区 分	氏 名	
会 長	鶴岡市長	富塚 陽一	委 員	藤 島 町	町長	阿部 昇司
副会長	羽黒町長	中村 博信	委 員		議長	齋藤 久
副会長	鶴岡市議会議長	榎本 政規	委 員		議員	押井 喜一
副会長	温海町議会議長	佐藤甚一郎	委 員		識見を有する者	富樫 達喜
委 員	鶴 岡 市	議員	委 員	羽 黒 町	識見を有する者	伊藤 忠
委 員		議員	委 員		議長	山口 猛
委 員		助役	委 員	議員	富樫 栄一	
委 員		識見を有する者	委 員	識見を有する者	呼野 祝二	
委 員		識見を有する者	委 員	識見を有する者	高橋 澤	
委 員		識見を有する者	菅原 一浩			

役職名	区 分		氏 名	役職名	区 分		氏 名	
委 員	櫛引町	町長	難波 玉記	委 員	朝日村	村長	佐藤 征勝	
委 員		議長	菅原 元	委 員		議長	進藤 篤	
委 員		議員	遠藤 純夫	委 員		議員	井上 時夫	
委 員		識見を有する者	長南 源一	委 員		識見を有する者	田村 作美	
委 員		識見を有する者	前田 藤吉	委 員		識見を有する者	渡部 長和	
委 員	三川町	町長	阿部 誠	委 員	温海町	町長	佐藤 正明	
委 員		議長	佐藤 均	委 員		議長	富樫 栄一	
委 員		議員	成田 光雄	委 員		識見を有する者	齋藤 金一	
委 員		識見を有する者	鈴木多右エ門	監査委員		朝日村監査委員		難波 鉄雄
委 員		識見を有する者	鈴木 正士	監査委員		羽黒町監査委員		清野 均

会長・委員 37名 監査委員 2名

欠席委員 佐藤喜久子委員

出席幹事職員

所 属 ・ 職 名	氏 名	所 属 ・ 職 名	氏 名
鶴岡市総務部合併対策室長	佐藤 智志	櫛引町市町村合併対策室合併対策主幹	佐久間忠勝
〃 総務課長	石塚 治人	三川町企画課長	三浦 久次
〃 調査計画主幹	斎藤 雅文	朝日村市町村合併対策室長	佐藤 靖法
藤島町企画課長兼合併対策室長	半澤 正昭	温海町企画観光商工課長	川畑 仁
羽黒町企画商工課長	金野 和夫		

出席事務局職員

役 職 名	氏 名	役 職 名	氏 名
事務局長	芳賀 肇	調査計画主査	今野 勝吉
事務局次長	佐藤 智志	調査計画主査	鈴木金右エ門
総務課長	石塚 治人	調査計画主査	本間 光夫
調査計画主幹	斎藤 雅文	総務係長	渡部 功
総務主査	成田 弘	調査計画係長	柳生 晃
総務主査	吉住 光正	主事	伊藤 弘治
調査計画主査	土田 宏一		

1 開 会（午後2時28分）

○芳賀 肇事務局長 定刻前でございますけれども、全員おそろいになりましたので、ただ今から第21回庄内南部地区合併協議会を開会いたします。

2 会長あいさつ

○芳賀 肇事務局長 初めに、会長よりごあいさつをお願いいたします。

○宮塚陽一会長 本日は、皆様には何かとご多忙のところをご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

過般の台風であります、被害も見られまして、特に被害の大きい被災地にはお見舞い申し上げましたし、心配もいたしましたとともに、我々地元にも多少被害があったようであります、回復、復興されますことを願います。しかし、大規模な災害にならなかったということは、それはそれなりに一応胸をなでおろすようなことありまして、これからも警戒をおさおさ怠りなく行政としても対応してまいりたいと思っております。

まず、きょうの会合につきましては、藤島の町長さん、藤島のご当局にはいろいろご面倒をおかけしまして、誠にありがとうございます。第21回の合併協議会をこのように開催させていただき、そしてまた各市町村とも6月定例会では、合併に關しましていろいろ活発なご議論があったように伺っております。住民の皆さんも一層関心を深めていただいているというふうなことも漏れ承りまして、各々のご尽力、ご高配に深く敬意を表し、これからいずれにしても地域のために良かれというふうなご意向の下にいろいろご発言、ご心配をかけていることと思ひまして、その点は厚く御礼を申し上げたいと存じます。大変ご苦勞をおかけいたしました。

いろいろ状況も不確定なところがありますけれども、例えば財政事情にいたしますと、私どもかつて総務大臣が違例の各市町村自治体に対する通達を出したことも珍しいわけでありまして、ことほどさように国、地方挙げて財政事情が逼迫をしているということについては、改めてそんなひどいのかなというふうに私も思っておりますが、この点につきましても、いかなる状況にありましても、住民の皆さんのためのサービスの充実には、今後とも一層気を引き締めて対応してまいらなければならないというふうに、総務大臣の通達を拝読しながら改めて痛感させられたところでございます。これからの新しい政府の予算編成につきまして、特に大臣の通達は国庫補助金の削減とそれに伴う税源の移譲ということが一つの方針としてありますけれども、問題は私たちは何を削られ、どういう財源を具体的に移譲されるのかという具体的な中身がわからない限りは、なかなかそうですかと言うわけにもいかないわけでありまして、私どもも自治体単体、所属中央団体としてこれからも誠心誠意頑張っていきたいと思ひますが、皆様におかれましても、それぞれのお立場から何とぞ中央、地方財政のために過度な割を食うことのないようにご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、きょうの会合でありますけれども、次第でご案内申し上げているとおりでございます。それぞれこれから会の進行に従いましてお諮りをさせていただきますけれども、とにかく法令自体いく分の改正はあったようでありますけれども、どちらにしても合併の具体的な決定につきましては、年度内というふうなことは変わらないよう

でありますので、そうしたことを踏まえまして、議案の提出を前回申し上げましたとおり9月定例会でまず提案するのが妥当でないかというふうに存じており、大方そのことに対してはご理解をいただいたように私思っておりますけれども、そういったことを踏まえつついろいろ協議についてさらに進めさせていただきたいというふうに思っておりますので、どうぞこれからもご協力、ご協議賜りますようお願い申し上げます。

簡単でありますけれども、ごあいさつにさせていただきます。

3 議 事

(1) 報告事項

・意見、要望はがきの実施結果について

○芳賀 筆事務局長 それでは、早速議事のほうに入らせていただきたいと思います。議長のほうを会長よりよろしくお願いいたします。

○宮塚陽一会長 それでは、次第に従いまして進行させていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、報告事項として、意見、要望等はがきの実施結果について事務局から説明してください。

○石塚治人事務局総務課長 お手元の意見、要望等はがき提出状況と大きな字で書いてある資料でございます。

4月25日の開催でありましたけれども、第19回の合併協議会で、住民から市町村合併についての意見、要望等をお聞きするはがきを7市町村の全世帯に配布するというご決定をいただいております。4月の下旬から5月上旬にかけて、全4万8,000世帯に配布したものでございます。期限としまして、5月いっぱいということで設定しておりましたけれども、その分をお手元の資料のとおり集約、集計を行いましたので、ご報告を申し上げます。

まず、1ページ、提出されましたはがきの件数でございます。意見、要望等の記入のあるものが鶴岡市が332、藤島町が46、羽黒町が19、櫛引町485、三川町36、朝日村17、温海町23、あと居住地が不明なものが11で、合わせて969件ございまして、世帯数に対する割合は2.0%ございました。櫛引町さんのほうでは、地区で回収に当たられたというようなことがございまして、大変多くの提出をいただいております。

このほか下のほうに参考ということで記載しておりますけれども、例えば居住地を丸で囲んだだけといったような意見、要望等の記入がない、いわば白紙というようなものも合わせて218ございまして、これらも含めれば総提出件数は1,187件、割合として2.4%となるものでございます。

それでは、2ページのほうをお開きいただきたいと思います。はがきでは、特段質問事項を設けるといったようなことではなく、自由に意見、要望等を書いていただくということにいたしましたので、非常に多岐にわたってさまざまな事柄に非常に参考になる意見を多くいただいております。自由記入方式ということではございますけれども、一定の集約をするというふうなことで、要望、意見等の内容を分類いたしまし

て、集計をしましたのがこの表でございます。

比較的多かったものをいくつか申し上げますと、一番最初のサービスの確保や改善、充実、また負担増とならないといったようなことを望むものが184に上っておりまして、合併によって生活に大きな影響が生じないといったようなことを望む意見が非常に多くなっております。

また、三つ目の職員、議員の削減、人件費削減を望むものが59、その下の行財政改革、組織の合理化を望むものが43と、改革を求める意見も多くなっております。

続いて、地域の特色や文化の継承を望むものが36、地域格差のない均衡の取れた発展を望むものが41といったようなことで、地域を重視したまちづくりを望むものも多くなっております。

さらに、三つほど下のほうにまいりまして、公共施設や生活環境の整備、改善を望むといったものが35ございまして、施設の新設改良や周辺環境美化、こういったものも望まれております。

右側の3ページのほうにまいりまして、一番上でございますが、合併に賛成といったようなこと、あるいは新市の名称につきまして望む名称を記載したものと、あとほかには特段意見等に記載がないといったものが274ございます。こういったものが一番多かったということでありまして。

その下に名称の公募を望むものということで、これが24ありますし、またもう一つの現在の町村名を残すのがいいというのが36でございました。

中ほどのところに合併についての説明、理解がなお必要だというのが56ございました。

また、合併について否定的に考えているというふうに思われるものとしましては、下から三つ目のところに合併に反対するものということで130、その下の合併は不安、あるいは疑問とするものが28といったような状態でございました。

意見内容につきましては、以上でございます。

次に、4ページをお開き願います。特に新市の名称につきまして集計を取っております。意見をお寄せいただきました989人のうち半数の481の方が望む名称というようなことで記入をいただいております。一番多かったのが最初の「鶴岡市」でございまして、合計で323、67.2%でございます。7市町村とも「鶴岡市」というのがいずれにおいても多いと、最多というふうなことになっております。あとほかの名称でこれに並ぶといったようなのがない状態でございまして、2番目に多い「庄内市」といったところでも20人という状況でございます。その他の名称につきましては、集計結果をご覧いただきたいというふうに思います。

なお、いただいた意見、要望等の取り扱いでございますけれども、それらの中で事務事業調整だとか、新市の建設計画、また組織機構などに対する具体的な提言等、こういったものを選び出しまして、今後これをどのように検討していくかといったようなことをそれぞれ専門部会、分科会のほうで整理を行っているということでございます。次回の合併協議会におきまして、そういった具体的に提言いただきましたものにつきまして、その取り扱いも含めてご報告をいたしたいということで考えています。

以上でございます。

○富塚陽一会長 取りまとめの報告でございますので、ご異存はないとは思いますが、

何かご質問ございましたらどうぞ。

特に調査につきましては、ご当局が大変住民会の方にご苦勞をおかけしたようですが、それぞれ熱心にお書きいただいた住民の皆さんに改めて感謝を申し上げたいと思います。事務局のほうでもこれからの課題について抽象的な表現で書かざるを得ないという感じのところも、具体的にどういうことを理屈をつけねばならないかというようなご注意をいただいた点が少なからずありましたので、担当が申し上げたとおり、大変参考になったというふうに言っておりました。そのように私も思いまして、関係住民の方に重ね重ね厚く御礼を申し上げたいと思います。これからまとめにつきまして、もっとさまざまな機会にご意見をいただくことがあろうと思いますけれども、抽象的な表現を具体的な中身を含意としてぜひとも参考にして取り扱うということにするだろうと思いますので、感謝を申し上げます。何もご意見なければ、これはこれでご了承いただくことにしてよろしゅうございますか。

(「はい。」という声あり)

○**富塚陽一会長** 事実は事実ですので、ご了承いただきたいと思います。

(2) 新市の名称について

○**富塚陽一会長** 次に進みまして、新市の名称についてでございます。これにつきましては、いろいろ経過がありましたけれども、議論をさらに進めるという趣旨から、前回の協議会におきまして、運営小委員会で具体的な提案がまとまれば、まとまった時点でそれを協議会に提案ということについていかがかと申し上げたところ、それに対してご異議なくご理解いただいたものと思いますので、きょうその手順を進めさせていただきましたが、その辺のところを事務局説明してください。

○**芳賀 肇事務局長** ただ今会長のほうからお話ありましたとおり、新市の名称につきましては、前回の第20回合併協議会におきまして、協議会の会長、副会長、それに市町村長を委員とする運営小委員会で原案を検討し、合併協議会に提案することをご了解をいただいております。それで、本日運営小委員会が開催されまして、新市の名称を「鶴岡市」として提案することについて決定されましたので、ご報告をさせていただきます。よろしくご協議を賜りますようお願い申し上げます。

○**富塚陽一会長** 事務局からただ今ご報告申し上げましたけれども、きょうは提案ということでもありますけれども、運営小委員会でいろいろご協議をしていただいて、この案件につきましてはこういう形でさらに話を進めさせていただくようにしたいと思っております。本件につきまして何かどうぞどんなご意見でも遠慮なくおっしゃってください。

○**押井喜一委員** ただ今原案という形でご提案ございました。まず、私ども議会においても、いろんな今までの新市の名称についての協議を重ねてまいったところでありませう。前回の合併協議会でそういう方向を打ち出したわけですがけれども、ただやはりまだそういったところに納得できないという部分、また町民の多くの考えの中にもそう

した進め方について非常に批判的な部分もございます。ですから、運営小委員会等で検討された具体的な議論の中身を公にすべきではないか、どのような形でそのようにまとめたのかをやはりきちっと説明する必要があるのではないかと、その上で私もその提案についていろいろご議論申し上げたいというふうに考えております。今までもこの協議会では公募ということについて多くの議論があったわけでありまして、そうした経過を、納得いくというところではやはりその運営小委員会でどういうふうな議論があって、このような形になったのかという点をまず公にさせていただきたいということでございます。

○**富塚陽一会長** 事務局、わかりましたか。何も遠慮なく言っていただいて、会議の経過を説明してください。

○**芳賀 肇事務局長** 先ほどお話申し上げましたとおり、本日午後から運営小委員会が開催されまして、新市の名称について協議されたところであります。その中で委員長より、このたびの要望はがきも参考にしながら、新しい市の名称については「鶴岡市」ということで提案させていただきたいけれどもというお話が最初に出されました。その後副会長さんであります榎本委員、それから佐藤委員からも発言がありまして、本日議会議員定数等検討小委員会、これは議員の定数を検討する小委員会でありましてけれども、その小委員会の延長線上で協議会という形で開催する中で名称についてご協議をいただいたと。その中ではいろいろ意見が分かれておりまして、公募の話も出ましたし、また今回のはがきのアンケートに対する評価、その重みについての理解についても温度差がありましたし、また尊重すべきという意見もあったということで、いろいろ議論されたようであります。最終的には、お二方に一任をされたということの中で、本日の運営小委員会の中で「鶴岡市」ということで決定をしていただいたと、こういう経過があります。

○**富塚陽一会長** そういうことの事務局の報告でどうですか。

○**押井喜一委員** 基本的には運営小委員会全員がそういうことで意思決定をされたというふうに受け止めていいかどうか、その辺もお聞きしたいというふうに思います。ただ、全体で協議された場の状況がどうも一方的な方向に方向づけられてしまったのかなというふうな思い、残念に思うところもありますけれども、そういった状況についてもまだまだ議会でも納得できないという、町民もそういった協議会の進め方に対するいろんな批判もあるということも十分我々認識して、これからのいろんな合併の議論をしなければならぬというふうに申し上げたいと思います。

○**富塚陽一会長** 押井さんのご意見はご意見として承っておきますが、これは先ほど冒頭申し上げましたとおり、ここで決めるとかということではなくて、話を具体的に議論して詰めていくための一つのステップとして、ぼやっとしておくよりは、はっきりしたほうがいいのではないかとということで前回協議会にお諮りをして、そういう取り扱いをして、話をさらに具体的に進められるような環境をつくるという一連の手続きでございますので、ここはひとつご理解をいただきたいと思います。

ほかどうぞ。

なお、今事務局長から説明がありましたように、いろいろまだ団体ごとに議論を尽くしていないところがあるようなお話もありますので、ぜひ今後引き続きそれぞれのところでもご議論いただいて、そしていつまでもこうしているわけにはいきませんので、冒頭ごあいさつで申し上げましたような一連のスケジュールも詰まっておりますので、ぜひ次回までに一定の結論を出していただくようにご協力をお願い申し上げたいと思いますので、そういったことをお願い申し上げることで、本件いかがでしょうか、これできょうは、もし何かありましたらどうぞ何でもご意見を出していただいて結構ですけれども、なければそういうふうな取り扱いでよろしいでしょうか。

(「異議なし。」という声あり)

○**富塚陽一会長** では、そのようなことで、次回までにぜひよろしく、建設的に話が進むように何とぞご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 地域審議会の設置について

○**富塚陽一会長** 次に、地域審議会の設置についてご審議をお願いいたします。
事務局、どうぞ。

○**佐藤智志事務局長** それでは、地域審議会の設置につきましてご説明申し上げますので、配付いたしました資料をご覧くださいと思います。

このことにつきましては、去る3月の合併協議会におきまして、現行の合併特例法及び改正合併特例法などに規定をされております制度につきましてご説明をさせていただきました。その後各市町村議会のご検討もいただきまして、さらに検討を重ねるという取り扱いにいたしているものでございます。本日は、改めて合併特例法第5条の4の規定に基づく地域審議会の設置につきましてお諮りするものでありますが、地域審議会の組織、運営など必要な事項につきましては、合併市町村の協議により定めるとされておりますので、所要の事項につきましてお諮りをさせていただくものでございます。

まず、提案の趣旨であります。冒頭に記載いたしておりますけれども、庄内南部地区の合併に伴いまして、行政区域が広範になることから、合併後の一定期間は現在の市町村の区域ごとに行政に地域住民の意見を反映させるための制度的な仕組みを整備するというものでございます。

次に、各項目の説明ですが、いずれも基本的な内容により整理いたしておりますが、1の設置につきましては、この地域審議会につきましては関係市町村の区域ごとにそれぞれ設置するというものでございます。

2の設置期間であります。前回3月の説明の際には、このところを5年にいたしておりましたけれども、協議会におきましていろいろ強いご意見もいただきましたので、先の提案を改めまして、設置期間につきましては10年ということで提案をさせていただきます。

次に、3の所掌事務でございますが、ご案内のとおり合併特例法には新市が処理する当該区域に係る事務につき市長に意見を述べること、及び新市建設計画を変更しよ

うとするときは、市長はあらかじめ地域審議会に意見を聞かなければならないことが規定をされております。この規定を受けまして、所掌事務といたしまして、(1)として市長の諮問に応じて審議することとして、建設計画の変更でありますとか、その執行状況、当該地域の振興に関する事項、その他市長が必要と認める事項と定め、また(2)といたしまして、必要と認める事項について、市長に意見を述べることとしているものでございます。

具体的には、恐縮ですが、次のページをお開き願いたいと思いますけれども、補足ということで次のページにとじ込んでおりますけれども、ご覧いただきたいと思えます。事務局として現時点で想定をいたしております内容であります。ただ今申し上げました建設計画の変更でありますとか、執行状況に加えまして、新市において策定する総合計画にかかわる基本構想や当該地域の整備方針、これらを含む地域振興全般に関する事、当該地域の予算及び重要事業、さらには支所におけるサービスの提供、また新市においては合併特例債を活用いたしまして、地域振興基金を造成すると提案しておりますけれども、その活用策、こういったことなどにつきまして市長が諮問あるいは意見を聞くことなどを想定しているものでございます。

次に、また前に戻っていただきまして恐縮ではありますが、4の組織でございます。委員の数は15人以内といたしまして、当該地域に住所を有する公共的団体等を代表する者、学識経験者のうちから市長が任命する者とするものであります。具体的に言えば、これは先ほどの補足、ページを開いていただきまして、補足の2のほう、組織の欄をご覧いただきたいと思えますけれども、構成市町村によりまして、公共的団体等の内容は一律ではないというふうに思えますけれども、記載のとおり自治会、町内会連合組織などの住民自治組織でありますとか、商工観光、農林水産団体、PTA、芸術文化、体育団体などの教育、その他防犯、福祉、青年、婦人団体、あるいはNPO法人などが考えられると思えます。それぞれの地域の実情に応じて、地域住民の代表によりまして、住民の多様な意見が適切に反映されるように配慮していく必要があると考えているものでございます。

次に、また恐縮ですが、1ページのほうに戻っていただきまして、5、任期及び失職でございますが、委員の任期は2年といたしまして、再任を妨げないとするものでございます。

裏面のほうをご覧いただきたいと思えますが、6のほうでは審議会に会長及び副会長を置きまして、委員の互選によって定めるとすること。

それから、7は会議の運営についての規定でありますけれども、補足に記載いたしておりますとおり、会議は定例的な会議のほか、必要に応じて開催していくということになるものと考えております。

8の庶務であります。各地域審議会の庶務は、当該区域の本所及び支所がその事務を取り扱うとするものでございます。

9はその他の規定ということでございます。

以上でございますけれども、当然地域審議会の設置につきましては、手続的には合併協議会の協議を踏まえまして、7市町村のすべての合意によりまして、審議会の設置議案を市町村議会に提出いたしまして、議会の議決を経て市町村長の協議書を作成し、告示をするということで決定をすることになります。本日は、前回の合併協議会の説明に加えまして、審議会の設置に必要な基本的な事項につきまして提案をさせて

いただきましたので、本日さらに協議を進めていただき、またそれぞれの市町村議会でもいろいろご検討いただきまして、事務局としましては、来月の合併協議会で集約をできればお願いいたしたいと考えております。

以上のとおりでありますので、よろしくお願い申し上げます。

○**富塚陽一会長** 本件につきましては、ただ今説明したとおりであります。地域審議会の設置については、必要だという含意でいろいろご議論いただいてまいりました。それで、きょうは運営小委員会でもその必要性について正式にお諮りをして、そこで意見の一致を見、きょうまたここでご提案申し上げるということでございます。運営小委員会では一応議論していただきましたが、なおここで皆さんから、私の受け止め方としては必要だという含意でのご発言が多かったと思いますが、改めてまず地域審議会について必要であるということについて皆さんのご同意いただけますでしょうか。

(「異議なし。」という声あり)

○**富塚陽一会長** それでは、それを前提としてきょう提案いたしました具体的な案について…。
どうぞ。

○**本城昭一委員** 3月にこの問題が初めて出たわけですが、小委員会の中の話題としては出ていたという報告はあったわけですが、この場にその問題が出たのはそのときが初めてであります。したがって、鶴岡としてはこれを持ち帰って検討する、こういう意思表示をしていたはずでありますので、その結果を報告しないと、何のためにやってきたのか意味がない。その報告を聞いていただきたいと思います。

○**富塚陽一会長** 申しわけありません。どうぞ。

○**本城昭一委員** 鶴岡もこの件については各会派に持ち帰っていただいて、また持ち寄って、また持ち帰って、また持ち寄ってという、2回特別委員会を開いております。そして、この問題がこの会議で取り上げられた場合はこういう意思表示をしましょうという確認をしてきたところでもあります。結論から申し上げますと、地域審議会の設置に反対するものではありません。ただ、議論の中で鶴岡市にこの審議会を設置しないと合併に対して住民が不安を持つのかと、そういう意見が非常に多かったんです。何をやるのかと、こういうことです。いろんな委員会があるものですから、何を一体やるのか、審議するのか、こういう疑問点が多く出されました。ただ、そういうことはありますけれども、やはり各町村さんが不安に思っていることは事実ですし、我々にも全然先が見えないわけで、不安がないわけではありませんけれども、そういう意味で鶴岡の特別委員会としては、積極的ではありませんけれども、その審議会の設置は認めていくと、こういう結論になったということを申し上げたいと思います。各委員それぞれいろんな意見がありまして、まとめ切れなかったんです。ただ、それを私はここで報告するというふうに約束をしてきましたが、数人の委員の意見を一つ一つ申し

上げて、これは会議を混乱させますので、鶴岡市としては積極的ではないけども、この地域審議会の設置に同意すると、こういう結論になったということだけは申し上げておきます。

○**富塚陽一会長** どうもありがとうございました。手順間違えまして、大変申しわけありませんでした。とにかく設置することについては合意をいただいたというふうに思いますので、改めてご同意をお願い申し上げます。よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし。」という声あり)

○**富塚陽一会長** それでは、あと具体的にどういう中身で、本当に住民の声を反映させるような仕組みになっているかどうか、さまざまな点で議論はあると思いますので、これからいろいろそれぞれにおいて具体的に検討していただいて、まだ時間ありますので、きょうの案は一つの提案、事務局の案でありますので、どうぞ十分ご検討いただきたいと思いますが、何か今の時点で疑義がありましたらどうぞ遠慮なく。

○**井上時夫委員** 朝日村の井上です。

うちの場合は、この前出されました設置期間5年、このところはきょう出されましたようにぜひとも10年にしてほしいと、そういう意見が多くありましたし、所掌事務に対しても、(1)の市長の諮問に応じて審議するというのはいいですけれども、きょう出されました(2)、必要と認める事項について、市長に意見を述べることができる、これをもう少しインパクトを強くできないかという声が出ました。例えば2番目ですけれども、「上記以外の審議事項についても市長に意見を具申することができる。」のようなちょっと強目な文言にできないかというのも出ましたので、ひとつご検討をお願いしたいと思います。

○**富塚陽一会長** ありがとうございます。
そのほかにどうぞ。

○**本城昭一委員** 先ほどの報告の中に入れるべきであったのかもしれませんが、この審議会の議論の中で任期の問題、この間10年というお話もここで出たというのを報告いたしたところではありますが、新たに議会の議員で新体制がスタートするわけです。議会の任期は4年なわけですので、やはり新たに選ばれた体制で4年間やって、そして問題があれば改正、あるいは必要であればまた4年にするとか、5年にするとか、そういう段取りでないと、最初から10年という枠をかけてやるのはちょっと問題があると、これが私ども鶴岡の考えです。5年というのが非常に適切である。4年の任期を全うして、そしていろんな問題があればさらに改善していく、これは議会の役割であり、行政の役割でありますので、それを10年先まで枠をはめるべきではない、こういう意見であります。

それと、委員の人選ですが、言い方が問題だろうと思うんですが、組織についてを見ますと大体名前が浮かぶんです。自治組織、町内会連合組織、駐在員組織、PTA組織から出すと、こういう文章になっているものですから、鶴岡の場合、大体誰が出

てくるかなと頭に浮かぶんです。その辺はやっぱり、この問題については私はあまり同意できない。もっといろんな年代、階層、生活一般、そういうところから選ぶというのが、4年間の大きな役割ではないかなと思うものですから、公共団体が悪いというわけではありませんが、概して行政のいろんな諮問とか審議会とか、そういう場合のメンバーというのはどうも固定されてきているものですから、これは逆に市民が関心を持たない結果になるんじゃないかなということで、これを進める中ではこの問題についてもっと深く検討していただきたいというふうに思います。

○富塚陽一会長 ありがとうございます。

○中村博信委員 今回地域審議会を設置する方向が決まったわけでありまして、それで、中身について本城委員から設置期間5年にして、その後必要あればということですが、このことについて我々も議論がありましたが、先ほど朝日村の井上さんから話ありましたように、5年に決めて延長ということになれば10年ですので、この際まず10年ということにさせていただきまして、何も差し支えないのではないかなというふうに思いますし、その中でこのような組織が必要でないような状況になれば豊んでもいいわけですので、まず私としては、いろんな不安がありますので、10年間ということ載せていただければというふうに思っておりますので、ご理解をお願いしたいというふうに思います。

それと、もう一つ、委員の人数であります、15人以内というようなきょうの提案であります、これから各地域に持ち帰って議論するわけでありまして、羽黒町の場合、振興審議会という組織があります。二十二、三人だというふうに思いますが、なかなかいろんな民間の方々ですので、都合が悪くて出席できない人がいつでも五、六人出てくる状況です。そういう状況ですので、15人というのは私は少ないのではないかなと思いますし、もうちょっと幅を持たせたほうがいいのではないかなと思いますので、参考までに発言させていただきました。

期間については、本城さんの言っていることにつきましてわかりますけれども、大体の町村の方々はそのような考えですので、10年で差し支えないわけですから、だめならやめてもいいわけですから、そういう取り扱いをお願いしたいと思います。

○富塚陽一会長 どうもありがとうございました。

○本城昭一委員 中村町長さんに私は反論をするつもりはありませんが、新しい体制のスタート、議会は41名で、選挙区でスタートします。4年たったら全部オープンで34名の議会構成、こういう変化があるわけですから。それを踏まえて10年先まで拘束するというのはやっぱり私は問題だなと。そのときに新しい体制でまた議論すべき、そう言っているのです。この考え方が間違いであれば違うかもしれませんが、そういうことだろうかと私のほうでは思っております。

○富塚陽一会長 ありがとうございます。ほかにどうぞ。いろいろ活発なご意見ありがとうございます。

○**成田光雄委員** ただ今地域審議会のご提案なっているわけでありまして、それぞれの1から番号載っておりますが、先ほどどなたからも出ました意見の中に所掌事務、(2)の必要と認める事項について、市長に意見を述べるができる。そして、ずっといきますと9番のその他、その他必要事項は、市長が定める。それぞれ載っておりますが、この中身はいつまではっきりするのか、その辺期間ですけども、その必要な事項というものはどういう範囲のものなのか、いつごろまで決まるのか、その辺教えていただきたいと思っております。

○**富塚陽一会長** 事務局。

○**佐藤智志事務局次長** 3の所掌事務の必要と認める事項、これは審議会がスタートをして、その審議会の中で必要と認める事項については、市長に意見を述べるができるという規定でございますので、あらかじめかくかくしかじか決まっておる、あるいはいつまで決めるという内容ではなくて、実際に走り出してから、その都度の情勢なり、地域の要請に応じてこれは出てくる場合があるんだというふうに理解をいたしております。

あと9のその他の必要な事項ということについては、これは一般的にいろんな団体を設置した場合のいろいろな庶務的なことについて、いろいろ細かな規定が必要な場合定めると。例えば、公印を使う場合、こういうふうに管理するとか、そういった事務の細かなことでございますので、これは事務方の各支所における執行部のほうにお任せをいただきたいというふうに思いますし、なおこの点で今後皆さんにお知らせする必要がある内容があるとするれば、改めてまたお知らせをさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○**成田光雄委員** ただ今の説明では必要な事項という内容がはっきりしていないわけですが、その都度問題が発生したらそれぞれ検討して決めるということでありまして、やはりある程度の内容あるいは項目を決定しておかないと、すべて同意するということになりますとこれも問題がありますので、ある程度の大きいことだけは出していただきたいなというふうに思います。

それから、組織について先ほどどなたからも出ましたが、それぞれの自治会の連合組織とか、PTAとかそれぞれありますが、やはり先ほどの新市の名称と同じでございますして、物事を決めるときは一つの公募も中に入れてやっていく必要があるかなと、このように思います。いずれの団体におきまして、組織というものは、観光団体にしましても公募を通してやる気のある、そういう方を中に取り込んで、夢と希望のある、そういうものにしていく必要があるかと思っておりますので、4番の組織についても公募を入れたほうがいいのではないかと。NPO法人等という「等」に入っているのかもしれませんが、そういうふうにしたらどうかなと思っておりますが、その辺の考え方はどうですか。

○**佐藤智志事務局次長** 所掌事務でございますが、繰り返しになりますけれども、これは審議会がスタートいたしまして会長以下審議会を構成するわけですけれども、その議論の過程において、審議会として何か市長に意見を申し上げなければならないとい

うことが発生した場合は、意見を申し上げてよろしいですよという規定でありますので、あらかじめかくかくしかじかこういうことについてできるということを逆にこの場で決定してしまう、あるいは審議会の審議を制約するということは、ちょっといかがなものかというような感じもしますので、これは審議会の自主性において、必要があれば市長に意見を申し述べることができるという規定にしておいたほうがよろしいのではないかというふうな理解でございますし、なお皆さんからいろいろご意見を頂きたいというふうに思います。

それから、組織の関係ですけれども、確かにいろんな審議会等におきましては、いろいろ公募等の事例が増えておるわけでありましてけれども、今回の私どもとしましては、今後皆さんのご審議の経過、意見を踏まえまして、決定をされていくものだというふうに理解いたしておりますけれども、現時点では広範な皆さんの意見を代表する各団体の委員によって構成したほうがよろしいのではないかと。公募となりますと、またその公募の基準でありますとか、応募された方をどういうふうに変定をされるかといった変定の公平性という問題もいろいろ議論になるのかなという感じもしますし、その辺も含めてこの協議会ですべて公募の変定基準でありますとか、そういったものも議論するというのはなかなか大変なことではないかという考えもございまして。いずれにしる広範な住民を代表する各団体の代表の方々でよろしいのではないかというふうに考えていますけれども、なお皆さんのご意見をいただいて、またそれは整理をさせていただきたいというふうに思います。

○富塚陽一会長 いろいろご意見ありがとうございました。どうぞほかに。

なお、きょういただいたご意見はご意見として大変貴重なご意見だと思いますが、実態的にその必要性、どうあったらいいかという具体的な構想を詰めさせて、その上でご発言、ご提案の内容についてどう実際の活動、どんな活動をさせるのか、どんな人をメンバーにしたらいいのかとかというのを比較検討させながら、ご判断いただけるよう事務方に指示いたしますので、次回までまたお待ちをいただければというふうに思います。

なお、この関連で、例えば成田さんのお話のように、市長が必要と認めたものと書いてあるのは、よくわからないから書いている点もありますので、これは絶対に書けというのがあれば出してもらっていいんです。これはちゃんと言われるのだという、表題がはっきりしていれば、ただそれ特定しにくいもので、ここで必要と認める事項でないとはかは協議されないことになるものだから、自由に必要に応じて事態に弾力的に協議できるようにする意味での条項であって、市長が勝手に決めるのだという、そういう規定ではないのですから、そこはご理解をいただければと思います。

○齋藤 久委員 地域審議会の設置期間について、一、二食い違った意見ありましたけれども、この地域審議会の設置についてはいろいろ専門小委員会でも議論してきましたけれども、この説明書の上のほうに理由は書いてありますが、地域改革をどうするかという大きな意味も私はあるのではないかというふうに思います。合併の目的にも含まれていると思いますけれども、これから住民参加をどのようにして向上させるかというようなことを考えると、どうしても地域審議会は必要で、地域内分権を進めるためにも、地域審議会の期間というものは長いほうが良いと思いますので、私は10

年に賛成いたします。

○富塚陽一会長 今のご意見はご意見としてありがとうございました。

申し上げたとおり、これから具体的にどういうことが中身だろうということを検討させて、さらに今いろいろご意見いただいた中をどう整理されるか詰めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

ほかにありましたらどうぞいつでも事務局に、あるいは町村長さんを通してでもご提案いただければありがたいと思います。とにかくどうやっていい機能を果たすような組織機構になるかということを考えていますので、それに合うようになるべくいろいろご意見をいただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

では、この案件につきましては、そういう含みで、できればこの次あたりで大体決めたいものだなと思いますので、そんなことでご理解、ご協力を賜りますようお願いして、本件の質疑はこれでよろしいでしょうか。

(「はい。」という声あり)

○富塚陽一会長 ありがとうございます。

(4) 議案第16号 平成15年度庄内南部地区合併協議会歳入歳出決算について

○富塚陽一会長 それでは、引き続きまして15年度の協議会の決算につきましてご審議をお願いいたします。

事務局説明してください。

○石塚治人事務局総務課長 横長の資料をご覧願います。

先に予算につきまして申し上げます。当初予算は、市町村からの負担金2,732万4,000円、県交付金500万円、この二つを主要な財源としまして、総額3,232万6,000円でスタートしております。その後、前年度よりの繰越金を財源としまして、8月に電算システム統合調査委託費315万円、11月に例規整備の委託費90万円、合わせて405万円の補正をさせていただいております。現計予算が3,637万6,000円となったものでございます。

以下、主な科目につきまして決算の状況を申し上げます。まず、歳入でございます。7市町村の負担金、県交付金とも予算同額を収入しております。前年度の繰越金は、557万8,592円でございます。予算に対しまして152万7,592円の増となっております。収入総額が3,790万2,804円となったところでございます。

次に、歳出であります。まず報酬でございます。合併協議会、また専門小委員会、議会議員定数等検討小委員会、そういった会議の開催等の委員報酬というようなことで266万600円を支出しております。複数の会議を同一の日に開催するということが多かったこともありまして、68万円ほど不用額となっております。

次に、報償費でございます。先進地視察の際の謝礼、また専門部会への講師招聘の謝礼、そういったもので49万245円を支出しております。先進地の視察、また講師招聘、いずれもそれほど多くなかったといったようなことで180万円ほどが不

用額となっております。

旅費でございますけれども、協議会等開催時の費用弁償、また先進地視察、講師招聘のための旅費ということで、106万6,296円を支出しております。これも先ほど申し上げましたように、会議の同日開催が多かったというようなこと、また先進地視察、講師招聘も少なかったというようなことで326万円ほど不用額となっております。

次に、需用費であります。消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、そういったようなことで、その内訳も記載しておりますけれども、会議資料の作成、事務局の事務、専門部会、分科会での資料作成、また会議開催時の昼食等、さらには協議会だより等の印刷製本というようなことで、合わせて667万1,403円ということで支出をしております。これも専門部会、分科会での資料作成、コピー代、用紙代等少なかったといったようなことで、332万円ほど不用額となっております。

役務費でありますけれども、会議資料の郵送料、また会議での白布のクリーニング代、そういったような費用でありますけれども、郵送が非常にかさんだといったようなことがありまして、予算に不足を来たしまして、旅費のほうから8万1,291円を流用いたして対応しております。

次に、委託料でありますけれども、ホームページの作成、電算の統合調査、また会議録の反訳、例規整備の委託というようなことで533万7,934円を支出しております。会議録の反訳で、非常に急いで会議録をつくるというようなこともございまして、そういったときに委託をしないで事務局で行ったというようなことがありまして、委託料が減っております。また、例規整備の委託料も予定価格を大幅に下回ったといったようなことで、250万円ほどが不用額となっております。

次に、使用料及び賃借料であります。会議の際の会場使用料、パソコンのリース、また事務局用車両のレンタルといったようなことでありますけれども、これに158万9,068円を支出しております。これも会議の同日開催が多かったといったようなことと、できるだけ公共施設を会場としたというようなことがありまして、ここでも159万円ほど不用額となっております。

支出総額としまして、2,222万9,236円となったところでございます。

欄外にありますように、収入支出差引残額は1,567万3,568円となりまして、これを平成16年度会計へ繰り越すというものでございます。

以上のとおりでございますので、ご審議の上、ご認定くださいますようお願い申し上げます。

○富塚陽一会長 ただ今の収支決算につきまして監査をいただいております。

ご苦勞ですけれども、監査委員の方にご報告をお願いいたします。

○難波鉄雄監査委員 それでは、私から監査報告を申し上げたいと思います。

去る5月21日、清野監査委員と一緒に監査いたしました。その報告書を決算書の裏に載せておりますので、朗読して監査報告に代えたいと思います。

監査報告書。庄内南部地区合併協議会規約第14条の規定に基づき、平成16年5月21日、平成15年度庄内南部地区合併協議会歳入歳出決算書及び証拠書類の内容につき監査を行ったところ、いずれも適正に処理されておりましたので、ご報告しま

す。平成16年5月21日。庄内南部地区合併協議会会長、富塚陽一様。庄内南部地区合併協議会監査委員、難波鉄雄、同じく清野均。

以上でございます。

- 富塚陽一会長 ありがとうございます。ご苦労様でした。
以上15年度の決算につきましてご報告を申し上げます。
何かご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。

(「なし。」という声あり)

- 富塚陽一会長 なしというお声がございますので、ただ今監査委員からの監査の結果についてご報告いただきましたが、原案のとおり承認いただくことでご異議ございませんか。

(「異議なし。」という声あり)

- 富塚陽一会長 ありがとうございます。
さよう決定させていただきます。

(5) その他

- 富塚陽一会長 次に、その他でありますけれども、私からちょっとお話し申し上げますが、前回の協議会で本城委員から主要事業について専門小委員会で協議する必要はないかというご発言がありまして、私のほうから各小委員長さんにご相談するように申し上げておって、前回はそういうことになったのであります。その後につきまして事務局からその経過を説明してください。

- 斎藤雅文事務局調査計画主幹 新市建設計画の主要事業の取り扱いについて、ご報告させていただきます。

会長よりもご説明ございましたけれども、前回の第20回協議会で選定いたしました件について事務局のほうからご説明させていただきました。それにつきまして専門小委員会でさらに説明、協議すべきとのご意見もありましたことから、事務局にこの取り扱いについては専門小委員会の委員長さんと協議するようにとご指示を受けていたところでございます。それで、三つの小委員会の委員長さんには大変ご苦労をおかけいたしました。6月8日にお集まりいただきまして、ご協議いただきました。その結果、専門小委員会での説明は行わないことにするとご協議いただいておりますことをご報告させていただきます。

したがいまして、主要事業につきまして改めてご意見等ございましたら、この協議会におきまして、皆様から頂きたいところがございますし、事務局といたしましては、次回の協議会におきまして一定の建設計画としての集約を進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○**富塚陽一会長** 事務局ではそういう指示に基づいた経過を報告しましたけども、本城さん、いかがでしょうか。まずこんなことでご発言の趣旨にかなったでしょうか。

なお、主要事業についてはここで提案しているものは永久に変わらないわけでもありませんし、ただし非常に尊重されるべきですけども、必要においてまた変えることも十分それはあるのではないかと含意もあって、おそらく小委員長さんもことさらに説明してもらってもないというようなお気持ちではないかと私は推察をいたしますが、そのようなことできょう本城委員からご了承いただきましたので、ご報告させていただきます。

その他何か事務局…。どうぞ。

○**富樫栄一委員** 羽黒町の富樫です。よろしく申し上げます。

承知していると思いますので、私のほうから申し上げておきます。法定協の委員の皆さん方もマスコミの報道等でご存じのとおりと思いますが、羽黒町議会6月定例議会で議員発議で南部法定協から離脱する発議が提出され、結果的に8対9ということで否決されました。会期中に市町村合併調査特別委員会を開催し、審議いたしました。合併の進め方について町民がまだ理解していない、将来に不安があるなど意見が出されました。中でも合併には反対ではないが、もう少し時間をかけて町民に説明して不安を取り除くことが大切でないかというような意見が出されました。そこで、今国では合併特例法を改正し、16年度中に合併することを議決すれば1年の延長もできることから、合併の期日を1年先に延ばして、町民に説明し、理解を求めることが大切であるというような合併調査特別委員会で意見が出され、羽黒の結論めいたことになりました。そこで、羽黒町議会といたしましては、合併の期日を何とか1年延長することを提案したいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○**富塚陽一会長** 法律の改正に伴ってそういう提案もあり得ると思います。きょうのところはご意見として承っておくことにとどめさせていただきますが、ありがとうございました。

ほかにどうぞ。

○**菅原 元委員** 今の合併の期日ではないですけども、先ほどの新市の主要事業の中でそれぞれ地域から出た重要事業につきましては異論のないところですけども、例えば特定事業、このことをどう理解していくのかということで、このことをちょっと協議していただきたいと思います。

特に私も第三小委員会の委員長ということで、この主要事業につきましては、説明を受けて協議をしないということで決定したわけですけども、特定事業のあり方、つまり広域で物事を考えるという事業のあり方については、やはりどこかの状況で協議をしていかなければならないと思いますけども、この点いかがでしょうか。特に今庄内の議長会では県民のスポーツセンターを誘致しようという動きがあります。そういうことで、この新市でもそのスポーツ施設を特例債を活用して広域的にやっというところでは、それとの関連をどうするのか、さまざまな課題があろうと思います。そういうことで特定事業の協議をする場というのは必要であろうかと思っておりますけども、そ

の点いかがでしょうか。

○**富塚陽一会長** 主要事業は確かに重要なことでありますので、もちろんきょうのご提案につきましてはなお運営小委員会に諮りますけども、重要な案件についてはそれぞれ専門小委員会もあるわけですので、必要があればそういうところで行っていただくということも当然必要だと思いますので、十分検討させていただきます。

スポーツ施設だけですか。

○**菅原 元委員** 例えば。

○**富塚陽一会長** 例えばでなく、やっぱり具体的に言ってもらうと、何もかも皆だと…。

○**菅原 元委員** 庄内全体でも今そういう運動をしていますし、庄内南部でもそういうスポーツ施設等の考えがあるとすれば、例えば運動としてのインパクトのあり方も違うと思いますし、将来の新市の夢や希望を持ちながら、この間本城さんが話しておりましたけれども、そういう夢も語られるようなものも全体で話し合いをしていかなければならないのではないかとということで提案したわけであります。

○**富塚陽一会長** ありがとうございます。何かありましたら具体的に提案いただくと張りが出ます。何でも具体的に提案ありましたら、どうぞ遠慮なく出してください。大変結構なご意見でありありがとうございました。

その辺事務局もよく検討してください。委員長さんにもよく相談してください。

ほかになければ、きょうは大変長時間ご苦勞おかけしましたけれども、これで協議会を終了させていただいてよろしゅうございますか。

(「はい。」という声あり)

○**富塚陽一会長** それでは、事務局に返します。

4 閉 会(午後3時36分)

○**芳賀 肇事務局長** 長時間にわたりまして、ご協議どうもありがとうございました。

それでは、これもちまして本日の協議会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。